

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和6年2月9日（金）午後2時31分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 6番 木戸 孝
7番 鈴木 隆文 8番 藤原 久恵 9番 南 喜久治
10番 小野 真一 11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司
13番 柏木 彰文 14番 楠本 徹男
5. 欠席委員
6. 事務局 局長 古守 繁行 主任 石川 智寛 主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第3号 農地法第18条第5項の規定による合意解約通知について
報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農地法第3条の規定による許可について
議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から2月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。本日、尾原係長が体調不良により欠席となっております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、12番の杉谷 孫司委員が少し遅れていると連絡が入っています。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんにお出席いただいております。

す。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。7番の鈴木 隆文委員と13番の柏木 彰文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

7番委員 はい。

13番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第3号 農地法第18条第5項の規定による合意解約通知について、事務局より報告願います。

主査 はい、報告第3号 農地法第18条第5項の規定による合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳で、借人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳です。小作権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をいたしましたことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第3号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更について、事務局より報告願います。

主査 はい、報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更につきましてご報告いたします。議案書の2ページをお願いいたします。対象地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和9年4月30日までの使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第4号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして議案第4号 非農地証明について上程いたします。3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

主査

はい。議案第4号 非農地証明についてご説明いたします。1番につきまして、ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は〇〇㎡です。申請人は、〇〇の〇〇成年後見人〇〇さん外1名です。平成14年12月31日から雑種地とのことです。申請理由は、当該地は平成14年12月31日から雑種地として利用しており、現在に至っていますとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は〇〇㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳外1名です。平成14年12月31日から雑種地とのことです。申請理由は、当該地は平成14年12月31日から雑種地として利用しており、現在に至っていますとのことです。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は〇〇㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和58年頃から雑種地とのことです。申請理由は、当該地は昭和58年頃から雑種地として利用しており、現在に至っていますとのことです。なお、1番、2番は1月29日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいています。3番は1月30日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

事務局からの説明を終わります。1番、2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

異議ございません。

議長

3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

異議ございません。

議長

他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員

異議なし。

議長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第4号につきましては、承認することに決定いたします。続きまして、議案第5号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。〇〇委員が当事者でございますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員退席～それでは事務局から説明願います。

主査

はい。議案第5号 農地法第3条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、

譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、耕作する予定がないことから手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は自宅と隣接していることから、効率的に利用ができると考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第5号につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～続きまして、議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局より説明願います。

主査 はい。議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の7、8ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は6件、12筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全件が使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっております。詳細についてご説明いたします。まず、1番についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年3月1日から4年7か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て畑、面積は合計〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年3月1日から2年1か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さんです。令和6年3月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申

請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和6年3月1日から6年9か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年3月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年3月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 3番、4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 5番、6番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第6号につきまして、計画の決定を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

主査 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
～にしむろアグリ情報の配布について

～農業雇用管理研修会のご案内について

～現況地図作成の手引きについて

〇〇委員 番号を入れるのは、耕作している土地のみという認識でしょうか。

主査 手引きの2ページをご覧ください。耕作者がどうしてもみつからない場合は、空白のままとなります。10年先を見据えた計画となりますので、耕作者が見つかり次第、埋めていくという認識をお願いします。

〇〇委員 元の地図はどういったものを提供いただけるのでしょうか。番地や土地の所有者が記載されたものになるのでしょうか。

主査 手引きの3ページのような白地図になります。農地中間管理事業等で貸借契約を結んでいる場合は、どなたが耕作しているのかを事務局で把握していますので、その部分以外のところを皆さんに埋めていただきたいと考えています。また、必要に応じて航空写真を当てはめたものも利用しながら進めていきます。

〇〇委員 所有者と貸借契約の内容については、きちんと把握をしているはずですが。圃場整備をしているところであれば、事務局でほとんど情報を掴んでいると思います。わからない部分だけ聞いてもらえたら、それに答えるやり方のほうがスムーズな気がします。

〇〇委員 資料の中にスケジュール表がありますが、そのとおりにできるのでしょうか。もっと具体的な段取りをしないと間に合うように思えません。時期が延びれば農業が忙しくて寄って時間をとることも難しくなってきます。

局長 委員のみなさんにはできるだけ簡単にわかるように事務局で情報を整理して提供したいと考えています。寄り合いの時期については、準備ができ次第、改めて連絡をいたします。

〇〇委員 地図の作成についてですが、大字ベースでのものになると思います。どのような形で話し合いをするのでしょうか。

振興係 先日の各地域での説明会の際に、話し合いの分け方について協議をしたとおりになります。Aゼロサイズ用の紙に記載していくことを想定していますが、面積が大きく、1枚で入りきらない地域だと、分けて考えることも視野に入れています。

〇〇委員 地図があって所有者も耕作者もわかる状態でなぜ手書きで地図を作成しないといけないのか理解ができません。

振興係 すべての耕作している方々が自己所有か貸借契約をしていれば、問題ないと思いますが、すべてその括りにはできていない状態です。他に、水利組合さんが把握している情報を含め

た内容で作成したいと考えています。

〇〇委員 話し合いの会議の際は、事前に各委員あてに資料を配布いただくことは可能でしょうか。事前に現地を見たうえのほうが、話がしやすいと思います。

振興係 今、それらの準備ができていない状態にありますが、その点を踏まえて農業委員会の事務局と進めていきたいと思っています。

〇〇委員 町外から耕作に来られている方と我々地元の者とは接点が一切ありません。話し合いはできません。

局長 届出なしで他人の土地で耕作している方も町内にはおります。地域によっては様々だと思います。国の担当者にも説明はしましたが、国の考えにあったようなものは白浜町の場合、正直できないと思います。しかし、この地域計画を策定しなければ色々な面で不利益が生じる可能性があります。現状だけでもきちんと押さえて作成することが不可欠だと考えています。

〇〇委員 〇〇地区で一番ややこしい地域は〇〇地域だと思います。他所からみて誰が作っているかどうか一切わかりません。

振興係 そういった地域があるのであれば、地域計画の策定から外すことも可能です。

〇〇委員 今の質問と被った内容になりますが、すべての田と畑を対象として考えているのでしょうか。農業振興地域に絞るとかそういったことは考えていないのでしょうか。

振興係 基本的には農業振興地域に限ったものと考えています。ただ、それに近いような保全していかないといけない農地がある場合は、それらを含めることは可能です。

局長 日本全国の農業委員会の皆さんが手探り状態で事業を進めようと必死になっています。お気づきの点がありましたら、都度都度事務局まで報告いただき、よりよいものにしていきたいと考えています。

議長 他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和6年3月8日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員

異議なし。

議長

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後 2 時 31 分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。